

# 奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）推進会議 開催要領

## （趣旨）

第1条 本市における子どもの貧困対策に係る支援策に関する奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）行動計画（以下「計画」という。）を適切かつ効果的に推進していくにあたり、外部の視点から意見等を求めるため、奈良市子どもの豊かな未来応援プラン（奈良市子どもの貧困対策計画）推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

## （意見等を求める事項）

第2条 推進会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 計画の推進における新たな課題への対応等に関すること。
- (3) その他計画の推進に関し、市長が意見を求める必要があると認める事項。

## （参加者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、推進会議への参加を求めるとしてする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの貧困対策に関する団体・機関に属する者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定において、市長は、原則として、同一の者に継続して推進会議への参加を求めるものとする。

## （運営）

第4条 推進会議の参加者は、その互選により進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認める時は、推進会議に關係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## （庶務）

第5条 推進会議の庶務は、子ども育成課において処理する。

## （その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は市長が定める。

## 附則

この要領は、平成30年12月11日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。